○国土交通省告示第七百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大藤南谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県篠山市大藤

字見山　一〇二四番

一〇二七番から一〇三五番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県篠山市大藤

字深町　四三八番　一号及び二号

四三六番　三号から六号まで

四三九番　十四号及び十五号

字見山　一〇三六番　七号から十一号まで

一〇三五番　十二号

一〇二九番　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡福崎町高岡

字幟尾　八五番一　一号及び十四号

七三番八　四号

七三番二　十二号

字峠山　一九一九番四九　二号

一九一九番一　三号、五号から十号まで及び十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大蔵谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県神崎郡神河町越知

字大蔵　一〇〇四番及び一〇〇五番

一〇〇六番一及び一〇〇六番二

一〇〇八番及び一〇〇九番

一〇一〇番一及び一〇一〇番二

一〇一一番

一〇一二番・一〇一三番合併

一〇一三番二

一〇一四番一及び一〇一四番二

一〇一五番

一〇一六番一から一〇一六番三まで

一〇一七番一及び一〇一七番二

一〇一六番二一から一〇一六番二三まで

一〇一六番二六から一〇一六番二九まで

五七三番二

字荒田垣内　二八八番二四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百八十七号で指定した土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

字南

兵庫県神崎郡神河町越知

字南　五七二番二　一号

五七三番三　二号

五七三番二　三号

五七四番一　五号

五七〇番　六号

一〇六二番二三　四号

字大蔵

○国土交通省告示第七百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号一〇〇に掲げる土地の区域を除く。）

熊本県上益城郡御船町大字滝尾

字大美正　三〇六三番一　三号及び三十一号

三〇六六番　四号

三〇六八番一地先道路敷　五号及び六号

字鈴麦道　三一一五五番　七号

三一一五六番　八号及び九号

三一一五三番　十号及び二十六号

三一一三四番一　十一号

三一一五五番一　十二号

三一一五六番　十三号

三一一五九番　十四号及び十五号

三〇六九番地先水路敷　十六号

三〇六七番地先水路敷　十七号

字大美正　三〇六三番一　十八号

三〇六六番　十九号及び二十号

三〇六八番一地先道路敷　二十一号

字鈴麦道　三一一五五番　二十二号

三一一五六番　二十三号

三一一五九番地先水路敷　二十四号

三一一五九番　二十五号

三〇六九番　二十七号

三〇六九番地先水路敷　二十八号

三〇六七番地先水路敷　二十九号及び三十号

字鈴麦道　三一一八三番一　三十二号及び三十三号

○防衛省告示第百七十九号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年八月五日の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機

その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年九月八日（予備、同月九日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機

その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十一号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年七月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年九月十三日（予備、同月十四日、同月十五日及び同月十六日）の一〇〇〇から一七〇〇まで